

## 高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、キャッシュレス・DX化社会の実現化のため、市内の中小事業者が独自に実施する電子商取引やキャッシュレス決済等のデジタル技術を活用した設備の購入等に要する費用について、予算の範囲内において高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小事業者とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所（本社、本店等）を有すること。
- (2) 補助金の交付の申請の時点で事業を営んでいる実態があり、かつ、今後も市内で継続して事業を行う意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小事業者（みなし大企業）
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小事業者以外の者であって事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有している中小事業者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小事業者
  - ウ 大企業の役員又は職員である者が中小事業者の役員総数の2分の1以上を占めている中小事業者
- (2) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいる中小事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営む中小事業者（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）
- (4) 営業に関して必要な許認可等未取得していない中小事業者

- (5) 市が補助金を交付することによって、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある中小事業者
- (6) 申請時点において、市税を滞納している中小事業者（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて延納等を認められた者を除く。）
- (7) 偽りその他不正の行為等により、国、県及び市から補助金の交付を受けたことが判明し、国、県及び市から返還を求められたにもかかわらず、当該補助金の全部又は一部を返還していない者が代表者である中小事業者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象事業については、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものでなければならないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助金の交付の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象事業に要する費用のうち、別表第1の補助対象事業名の欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める額の合計の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる）とし、それぞれの区分につき10万円を補助上限額とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3交付の申請（第6条関係）の項に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、1補助対象者につき、1回限りとする。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請をする場合において、この要綱以外の制度によるこの要綱による補助金と同種の金銭等の交付を併せて申請をするときには、補助対象経費から当該制度によって対象となる経費を控除した金額を補助対象経費として申請をしなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないものについては、この限りでない。

- 4 申請者は、次条第2項に規定する補助金の交付決定前に事業を実施したときは、補助金の交付を受けることができない。ただし、事業の着手までに高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金交付決定事前着手届（様式第2号）を市長に提出したとき、又は事業の着手が令和5年4月1日以後であり、かつ、緊急その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付けた条件を高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、前条第1項の規定による申請をした申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことに決定したときは、その旨及び理由を明示した高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、前条第1項の規定による申請をした申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、当該交付決定に係る前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の間は、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請の取下げに係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は経費配分の変更を行おうとする場合にあっては高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に別表第3変更等の承認の申請（第9条関係）の項に掲げる書類を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合にあっては高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に同表中止又は廃止の届出（第9条関係）の項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請事項を承認すべき

と認めるときは、当該申請の種類に応じ、高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第7号）又は高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の全部又は一部を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金事業実績報告書（様式第9号）に別表第3事業完了の届出（第10条関係）の項に掲げる書類を添えて、事業の終了をした日以後2週間を経過する日又は補助金の交付決定を通知した日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（是正命令等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、交付決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該内容又は条件に適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前条の規定は、第1項の措置が完了した場合について準用する。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、第10条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告があった場合において、交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第11号）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるものに限る。）を、補助金の交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、抵当権を設定し、若しくは貸し付け、又は取壊してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準ずるものとする。
- 3 補助事業者は第1項に規定する財産に係る台帳を備え、同項に規定する処分が制限される期間、保存しておかななければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する市長が定める期間が経過する前に、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金取得財産等処分承認申請書（様式第13号）に別表第3財産処分の承認申請（第15条関係）の項に掲げる書類を添えて市長へ提出し、その承認を得なければならない。

(消費税等仕入控除税額)

第16条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第14号）により市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

補助対象事業名	補助対象経費
(1) キャッシュレス決済導入支援事業 キャッシュレス決済端末、ハードウェア等の新規導入により、新しい生活様式への対応とキャッシュレス化を促進させ、事業者及び消費者の利便性の向上に資する。	・デジタル機器等の購入費 (POSレジ、モバイルPOS・キャッシュレス決済端末機、タブレット端末、レシートプリンタ等レジ周辺機器、ただしパソコンは除く。)
(2) アフターコロナ対応環境整備支援事業 アフターコロナを見据え、デジタル技術を活用したウェブ会議やテレワーク等の新規導入により、業務効率化に資する。	・ウェブ会議用カメラ、周辺機器又は専用ソフトウェアの購入費 ・委託費（システム開発・改修に係るものに限る。)
(3) インボイス対応事業 インボイス対応レジ、受発注システム等デジタル技術を活用した設備の新規導入により、経営の安定化及び適切な納税に資する。	・インボイス対応レジ、会計システム、受発注システム、専用ソフトウェア又はハードウェアの購入費
(4) 販路開拓・拡大支援事業 デジタル技術を活用したテイクアウト事業、通信販売事業等の新規業態の導入により、売上の増加につなげ、市の商業活性化に資する。	・デジタル機器の購入費 ・ECサイト開設費 ・システム作成費 ・インターネット環境の整備費 ・広報費（チラシ作成費、印刷費その他広告宣伝費)
(5) 研修開催・専門家派遣支援事業 専門家によるデジタル化にチャレンジする経営者向けセミナーや勉強会等の実施により、事業者のキャッシュレス化やDX化に資する。	・会場使用料 ・講師謝金 ・人件費 (事業実施に必要なアルバイト代等に限る。) ・事業実施に必要な消耗品購入費等 ・広報費（チラシ作成費、印刷費その他広告宣伝費)

別表第2（第4条関係）

補助対象外経費	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・買換えに係る費用</li> <li>・公租公課（消費税、その他税金、社会保険料等）</li> <li>・光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金等）</li> <li>・電話料金、インターネット回線通信料金、郵送料、切手代</li> <li>・レンタル・リース費</li> <li>・人件費（事業実施に必要なアルバイト代等を除く。）</li> <li>・仕入れに係る経費</li> <li>・交通費（鉄道運賃、飛行機運賃、タクシー代、高速利用代、ガソリン代等）、宿泊費、燃料費</li> <li>・飲食・接待費</li> <li>・補助金、助成金、協力金等の申請書類作成のために支払う費用</li> <li>・年間契約に係る契約料、長期保証金（事業実施に必要で事業実施期間内のものを除く。）</li> <li>・店舗への振込手数料</li> <li>・割賦払い代金</li> <li>・損失補填、借入れに伴う支払利息</li> <li>・官公署に支払う手数料等</li> <li>・その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用</li> </ul>	

別表第3（第6条、第9条、第10条、第13条、第15条関係）

交付の申請（第6条関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込口座の通帳の写し （申請者と同一名義の口座で、口座の開設日、金融機関名、口座名義（カタカナ又はひらがな）及び口座番号が確認できるもの）</li> <li>・見積書（写し）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>
変更等の承認の申請（第9条関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の見積書（写し）</li> <li>・その他変更の内容を確認できる書類</li> </ul>
中止又は廃止の届出（第9条関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が特に必要と認める書類</li> </ul>
事業完了の届出（第10条関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書等の費用の支出を証する書類又はこれに代わるもの（写し。申請者宛のものに限る。）</li> <li>・領収書等の費用の支出を証する書類又はこれに代わるもの（写し。申請者宛のものに限る。）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の完了を証明できる写真又は実績を確認できる資料等</li> <li>・振込口座の通帳の写し (交付の申請時に提出したものから変更があった場合に限る。)</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>
財産処分の承認申請 (第15条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況を確認できる写真、資料等</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>